

○金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーに
おけるベンチャー企業等に対する使用に係る取扱要領

先端科学・社会共創推進機構施設委員会決定 令和3年1月14日

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー細則（以下「細則」という。）第8条第3項の規定に基づき、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）における細則第8条第2項第1号から第5号の者（以下「申請者」という。）のラボラトリー使用に関し、円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(使用の申請及び承認)

第2条 ラボラトリーの施設及び設備（以下「施設等」という。）のうち研究室等の個室（以下「個室」という。）又はVBL工房（以下「工房」という。）を使用しようとする代表者（以下「使用責任者」という。）は申請時、使用を継続しようとする使用責任者に関しては毎年度、使用又は継続開始の原則1月前までに、別紙様式4により、ラボラトリー長に施設等の使用又は、使用の継続について申請し、その承認を得なければならない。

2 ラボラトリー長は、前項の審査結果を使用責任者に通知するものとする。

(使用の承認内容の変更)

第3条 使用責任者は、使用の承認を受けた内容を変更する必要があるときは、別紙様式4により、ラボラトリー長に申請し、承認を得なければならない。

(使用期間)

第4条 施設等の使用期間は、原則3年以内とし、最大5年以内とする。ただし、3年を超えて使用する場合は、使用責任者は、3年目にラボラトリー長が実施する評価審査を経て、その承認を得なければならない。

2 前項に関わらず、ラボラトリー長が必要と認める場合は、第2条における承認を経て6年目以降も使用することができる。

(報告書及び報告会)

第5条 使用責任者は、毎年度、別紙様式5により、ラボラトリー長に事業の成果について報告するとともに、2年目以降、研究成果報告会において事業の成果を公表しなければならない。

(評価)

第6条 ラボラトリー長は、毎年度、前条に定める報告書及び研究成果報告会の報告内容に基づき、その事業成果・進捗状況について評価を行うものとする。

(使用承認の取消し等)

第7条 ラボラトリー長は、使用責任者あるいは使用者がこの要領に定める事項に違反したと認めるとき、前条に定める評価においてラボラトリーでの活動実績が見受けられない又はラボラトリーの運営に重大な支障があると認められるときは、当該使用の承認を取消し、使用を中止又は退去させることができる。

(退去)

第8条 使用責任者は、施設等を退去する場合は、別紙様式6により、ラボラトリー長に届け出なければならない。

(原状回復)

第9条 使用責任者は、当該使用が終了したとき、又は第7条の規定により使用の承認が取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

(設備管理責任者)

第10条 ラボラトリーの設備の適切な管理を図るため、設備ごとに設備管理責任者を置くものとし、使用責任者の中から、ラボラトリー長が委嘱する。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、使用責任者の責任において行うものとする。

(使用者負担金)

第12条 使用責任者は、施設等の使用に係る費用及び施設等において使用した光熱水料(以下「使用者負担金」という。)を負担しなければならない。

2 前項に規定する施設等の使用に係る費用は、以下のとおり算定した額とし、月額によるものとする。ただし、1ヶ月に満たない月がある場合の費用は、1ヶ月分の額とする。

(1)個室：1平方メートル当たりの基準使用料(以下「使用料単価」という。)の額に、使用する施設等の面積を乗じて算定した額

(2)工房：1席当たり2,000円

3 学内共同利用設備の指定を受けた設備を有する施設等の使用に係る費用は、使用料単価の額に、当該施設等からラボラトリーが定める設備エリアを除いた面積を乗じて算定した額とする。

4 施設等を共用して使用する場合に係る費用は、前2項で算定した額を按分した額(円未満切り上げ)とする。

5 第2項及び第3項に規定する個室に係る使用料単価は、当初3年間は月額300円とし、4年目以降の使用料は月額1,000円とする。

6 第1項に規定する光熱水料は、使用量計測又は妥当な算出方法により請求する。なお、工房に係る光熱水料については施設等の使用に係る費用に含むこととする。

7 利用者負担金は、原則、当該使用許可期間分を、前納による一括払いとする。ただし、一括払い後に使用の中止又は退去があった場合は、原則返納しないものとする。

(利用者への支援・優遇措置)

第13条 第12条の規定にかかわらず、ラボラトリー長が特に必要と認めたときは、施設等の使用に係る費用の一部又は全部を免除及び必要な支援をすることができる。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、ラボラトリーに関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。